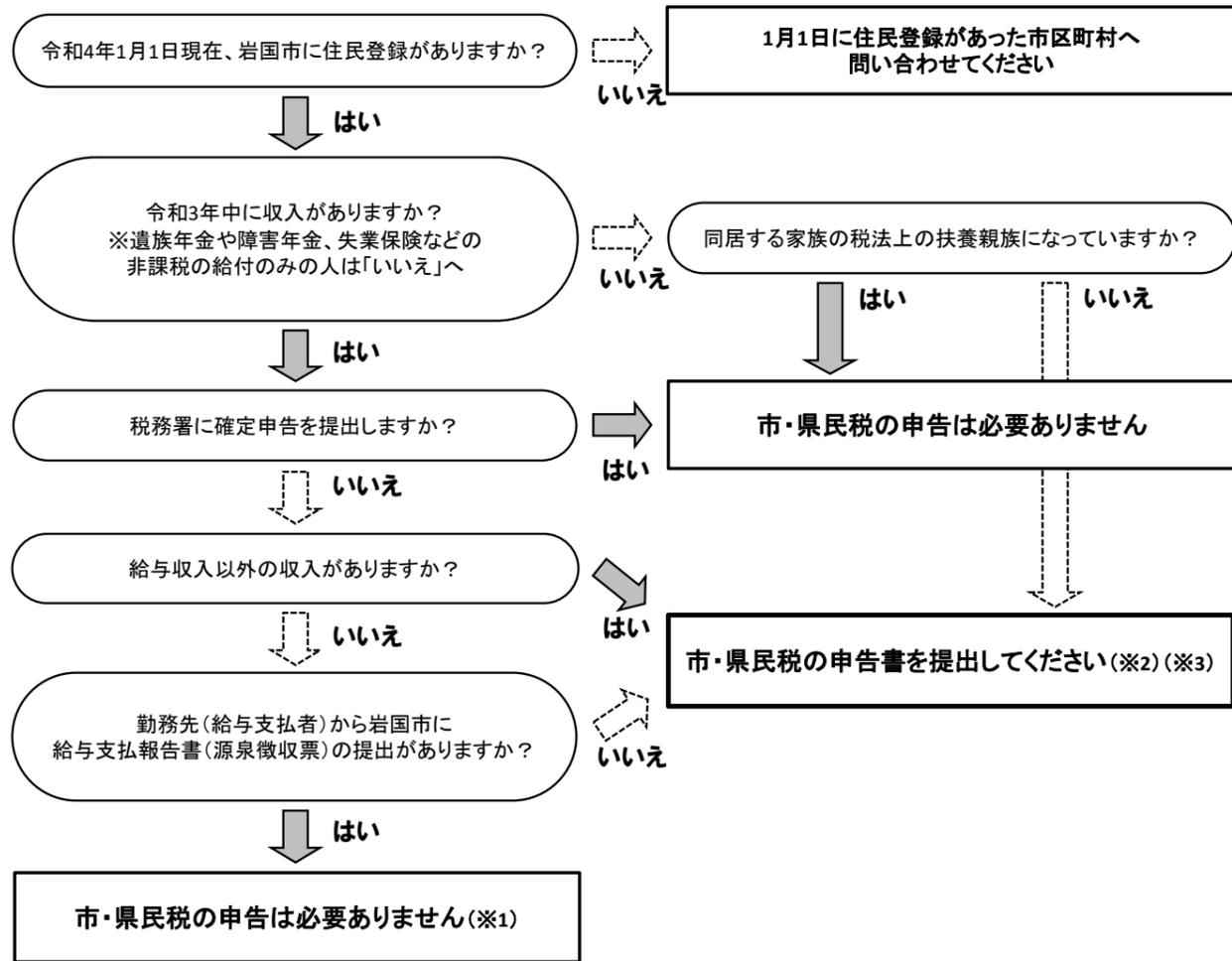


～ 市・県民税の申告が必要か確かめてみましょう ～



令和4年度 市県民税の申告について

市県民税の申告とは・・・令和3年1月1日から令和3年12月31日までに生じた所得等を市町村へ申告することです。
この申告は、市民税・県民税額の算出ならびに、所得証明、納税証明など諸証明書の発行にあたって必要なものとなっています。

申告先・・・・・・・・・令和4年1月1日現在居住していた市町村に申告することになっています。

- 申告に必要なもの・・・・
- ◎前年中の所得関係書類
 - ・給与のある人・・・・・・・・・源泉徴収票（源泉徴収票の無い人は給与支払証明、給与明細書など）
 - ・自営業の人・・・・・・・・・収入、必要経費などのわかる帳簿書類
 - ・年金収入のある人・・・・・・・・・源泉徴収票
 - ・その他収入のある人・・・・・・収入金額と必要経費のわかる書類など
 - ◎前年中の所得控除にかかる領収書、証明書
 - ◎申告の案内ハガキが届いている人は、そのハガキ
 - ◎マイナンバー制度の導入にともなう本人確認書類（①又は②のいずれか）
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバー通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- ※マイナンバー通知カードは氏名・住所等が住民票と一致している場合のみ番号確認書類として使用することができます。
変更箇所のある方は、マイナンバーカードの作成または個人番号の記載がある住民票の写しなどをご準備ください。
扶養している人や事業専従者等の個人番号も申告書に記載する必要がありますので、番号確認書類をご準備ください。

収入金額とは

- 給与所得者の場合には、給料などのうち、源泉徴収された所得税や社会保険料等を差し引く前の支払金額
- 個人事業主（自営業・農業など）の場合には、売上金・雑収入など
- 不動産貸付（貸家や駐車場など）の場合には、家賃・地代など
- 生命保険契約等に基づいて支払いを受ける返戻金・個人年金など

必要経費とは

- 必要経費とは、収入を得るために要した費用のことで、以下のようなものがあります。
- 事業や貸付不動産などに要した費用で、家事・住宅部分を含めないもの
 - 支払いを受けた返戻金・個人年金に対して支払った保険料・掛金など

所得金額とは

所得金額とは、前年中の収入金額から必要経費などを差し引いた金額をいいます。
前年度からの繰越損失がある場合の書き方は、お問い合わせください。

所得控除とは

所得控除とは、納税者の実情に応じて所得金額から差し引かれる金額をいいます。

申告をしなければならない人

- 1 営業、農業その他の事業を営んでいた人
 - 2 不動産の貸付、売却にかかる収入があった人
 - 3 生命保険契約等による一時金や個人年金など、一時所得や雑所得があった人
 - 4 上場株式等以外の配当所得があった人
 - 5 給与所得者だが、勤務先から給与支払報告書の提出がされなかった人
 - 6 年の途中で退職し、再就職しなかった人
 - 7 2か所以上から給与を受けた人
- （注）所得税においては給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。
- 8 雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人
 - 9 恩給、年金受給者で社会保険料等の所得控除を受けようとする人
- （注）年金所得者で確定申告不要制度に該当する人でも、市県民税において控除の追加をする場合は、市・県民税の申告は必要です。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入の人

上記の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。保険料を正しく算定するため、加入者の申告をお願いします。

※確定申告書を提出した人、又は給与所得のみで勤務先から給与支払報告書の提出がある人は、この申告書を提出する必要はありません。

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年度（平成28年分）の申告から、本人と扶養している方等の個人番号の記載が必要となります。
申告書の提出の際には、申告者の個人番号及び身元の確認を行う必要がありますので、個人番号・身元確認書類の原本をお待ちください。
郵送で申告書を提出する場合は、各書類の写しを添付してください。
代理で申告される場合の必要書類等は、市のホームページをご覧ください。市 課税課へお問い合わせください。

（※1）
給与支払報告書（源泉徴収票）に記載されている社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの変更、または控除の追加など勤務先で行う年末調整の内容から変更がある場合は申告が必要です。

（※2）
令和3年中に収入がなかった人でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人、所得証明書などの所得や課税の証明が必要な人は、市・県民税の申告が必要です。

（※3）
収入が公的年金のみの場合、令和3年12月31日現在の年齢が
・65歳以上で令和3年中の公的年金収入が152万円以下の人
・65歳未満で令和3年中の公的年金収入が102万円以下の人 は申告の必要はありません。
また、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更がない人も申告の必要はありません。

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号	
岩国市課税課市民税務班	0827-29-5054
由宇総合支所市民福祉課市民税務班	0827-63-1112
周東総合支所市民福祉課市民税務班	0827-84-1112
玖珂支所市民税務班	0827-82-2511
錦総合支所市民福祉課市民税務班	0827-72-2112
美川支所市民福祉班	0827-76-0311
美和総合支所市民福祉課市民税務班	0827-96-1113
本郷支所市民福祉班	0827-75-2582

申告書の記載例 オモテ

県民税・市民税 令和4年度分 国民健康保険料 介護保険料		資料番号 生活区 送付	
岩国市長殿		提出者 電話番号 0827-29-5054	
現住所 岩国市今津町一丁目14-51		提出者 電話番号 0827-29-5054	
1月1日現在の住所 同上		提出者 電話番号 0827-29-5054	
提出年月日 年 月 日		個人番号 123456789012	
氏名 岩国 太郎		個人番号 123456789012	
生年月日 昭和25年1月3日		世帯主の氏名 岩国 太郎	
続柄 本人		業種又は職業	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険料	120,000		
	介護保険料	45,000		
合計				
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	30,000			
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	25,000
	50,000			
	介護医療保険料の計	70,000		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	12,000	旧長期損害保険料の計	20,000

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰□寡婦控除	⑱□ひとり親控除	⑲□勤労学生控除	□未成年
⑳ 障害者控除	障害区分	特	本人障害の程度	身体1級
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者	氏名	生年月日	配偶者の住所
		岩国 太郎	昭和32年5月10日	

㉓ 扶養控除	扶養親族	氏名	生年月日	扶養区分	続柄
	1	岩国 次郎	平成12年5月3日	同居	子
	2	岩国 ハナコ	大正13年8月10日	同居	母
	3	岩国 花子			

㉔ 扶養親族(除対象外)	氏名	生年月日	扶養区分	続柄
	岩国 サブロー	平成20年11月9日	同居	子
	岩国 太郎			

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「14」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	150,000	20,000	

※裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

⑬ 社会保険料控除

市が発行する国民健康保険料などの納付済確認書に記載されている控除対象額(支払金額)を記入してください。

本人以外の年金から特別徴収(天引き)されたものは含みません。

⑮ 生命保険料控除 ⑯ 地震保険料控除

保険会社からの控除証明書に記載されている控除対象額(支払金額)を、種類ごとに記入してください。

⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除

当てはまる項目に☑をつけてください。

㉑ 障害者控除

本人の場合は「本人障害の程度」欄に種類と級を、扶養親族の場合は「障害区分」欄に特別障害か普通障害かを記入してください。

㉒～㉔ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名、生年月日、個人番号、配偶者の合計所得を記入してください。

㉓ 扶養控除

控除対象扶養親族の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の区分を記入してください。別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面の「14 別居の扶養親族等に関する事項」も必ず記入してください。

㉔ 医療費控除

医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書もしくは医療費通知を添付してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		分離内用牛			
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	1,850,000	
		公的年金等	キ	1,900,000	
		雑	業務	ク	
			その他	ケ	400,000

2 所得金額	事業	営業等	①		
		免税所得			
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	1,113,600	
		公的年金等	⑦	800,000	
		雑	業務	⑧	
			その他	⑨	250,000

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	165,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	70,000
	地震保険料控除	⑯	16,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲	
	勤労学生・障害者控除	⑳～㉑	560,000
	配偶者(特別)控除	㉒～㉔	330,000
	扶養控除	㉓	900,000
	基礎控除	㉔	430,000
	⑬～㉔までの計	㉕	2,471,000

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

・現住所
現在の住所を記入してください

・1月1日現在の住所
令和4年1月1日現在の住所を記入してください。
現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

・氏名、フリガナ
申告者の氏名とフリガナを記入してください。

・生年月日
申告者の生年月日を記入してください。

・提出者
申告者と提出者が異なるとき、提出者の氏名を記入してください。

・電話番号
ご自宅の電話番号、または携帯電話番号を記入してください。

・個人番号
マイナンバーカードや通知カードなどをもとに、申告者のマイナンバーを記入してください。

・提出年月日

「令和4年度 市県民税の申告について(別紙)」の ㉔所得の種類(1 収入金額、2 所得金額)を参照しながら記入してください。

事業所得(営業等・農業)や不動産所得がある方は、「令和3年分収支内訳書」を作成してください。

「令和4年度 市県民税の申告について(別紙)」の ㉔所得控除(3,4 所得から差し引かれる金額)を参照しながら記入してください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、どちらか選択してください。

申告書の記載例 ウラ

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください)		〇所得の内訳(源泉徴収税額) (8 配当所得に関する事項、9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項)を除く	
月	日給	勤務日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	岩国	1,000,000	
給与	給料	伊ワクニ(株)	850,000	
雑	公的年金等	厚生労働大臣	1,900,000	
一時	満期	岩国西郵便局	3,500,000	

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

雑所得(公的年金等以外)に関する事項	種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
	終身年金	岩国郵便局	400,000	150,000

総合譲渡	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期				イ
	長期				ロ
一時	3,500,000	2,200,000	1,300,000	500,000	ハ
= 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]					400,000

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のロの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

専従者給与(控除)額

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
氏名	個人番号	住所
氏名	個人番号	住所

13 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

前年中に所得のなかった方

1	誰かに扶養されていた。又は仕送りで生活していた。扶養者等の住所	4	生活保護を受けていた。	
		5	預貯金で生活していた。	
2	氏名	続柄	6	学生であった。学校名
3	氏名	続柄	7	その他(生活状況を具体的に記入してください)

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で源泉徴収票のない人は記入してください。

11 事業専従者控除に関する事項

白色事業専従者の場合、事業専従者1人について、次の①、②いずれか少ない方の金額が、事業収入金額から控除されます。

①配偶者の場合:86万円 配偶者以外の場合:50万円

②(事業所得など)÷(事業専従者の数+1)

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

大口株主等以外の上場株式等に係る配当所得、または源泉徴収口座を選択した上場株式等に係る譲渡所得等については、配当割額または株式譲渡所得割額が特別徴収されているため、申告は不要です。

なお、申告した場合は課税され、すでに差し引かれた配当割額または株式譲渡所得割額を控除するので、特別徴収された住民税額を記入してください。

13 寄附金に関する事項

次の1～3に当てはまる寄附金をした場合に税額控除(基本控除)の対象となります。

基本控除:「(寄附金)と(総所得金額等の30%)のいずれか低い方-2,000円)×10%

1.都道府県、市区町村に対する寄附金(特別控除対象)⇒「都道府県、市区町村分(特別控除対象)」欄へ記入。

⇒特別控除=(寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) ※市・県民税所得割額の2割が限度

2.共同募金会山口県支部、日本赤十字社山口県支部・都道府県、市区町村(特別控除対象外)に対する寄附金 ⇒「住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)」欄へ記入。

3.「山口県の条例」で指定した法人等に対する寄附金⇒「条例指定分」へ記入。 ※詳しくは県のHPをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、そのチケットの払い戻しを受けない方は、税額控除の対象となる場合があります。詳しくは文化庁・スポーツ庁のHPをご覧ください。

14 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のうち、別居している人の氏名・個人番号・住所を記入してください。

所得の内訳を記入してください。

・給与収入(申告書オモテのイ欄に記載)
1,000,000+850,000=1,850,000
・公的年金等の雑所得の収入(申告書オモテのキ欄に記載)
1,900,000
・一時所得の収入(申告書ウラのロに記載)
3,500,000

・営業等所得
収入:申告書オモテのア欄に記載
所得:申告書オモテの①欄に記載
・農業所得
収入:申告書オモテのイ欄に記載
所得:申告書オモテの②欄に記載
・不動産所得
収入:申告書オモテのウ欄に記載
所得:申告書オモテの③欄に記載
・配当所得
収入:申告書オモテのオ欄に記載
所得:申告書オモテの⑤欄に記載

雑所得の欄には、業務に係る雑所得とその他雑所得の収入金額・必要経費をそれぞれ記入し、収入金額⇒申告書オモテのクまたはケ欄に記載
収入金額-必要経費⇒申告書オモテの⑧または⑨欄に記載

総合譲渡・一時所得の欄には、収入金額・必要経費をそれぞれ記入し、左のイ:申告書オモテのロ欄に記載
左のロ:申告書オモテのサ欄に記載
左のハ:申告書オモテのシ欄に記載
左のニ:申告書オモテの⑩欄に記載
※特別控除額について
差引金額がマイナスの場合、特別控除額は0円です。特別控除額は総合譲渡と一時でそれぞれ50万円まで、総合譲渡は短期・長期あわせて50万円までです。

給与等の収入金額が85万円を超える方で、次のア～ウのいずれかに当てはまる場合は、その方の氏名・続柄・生年月日・その他該当する事項を記入してください。
ア:本人が特別障害に該当するイ23歳未満の扶養親族がいるウ:同一生計配偶者または扶養親族が特別障害に該当する
※記入された方は「別紙」にある【所得金額調整控除】の計算を参照してください。

前年中に所得のなかった方は、該当する生活状況に○をし、1,6または7に該当する方は必要事項を記入してください。